

令和6年3月30日

各大学長殿

奈良県老人保健施設協議会
会長 南尚希

令和6年度介護等体験の代替措置適用について（依頼）

令和6年3月21日付け5文科教第1873号「教育職員施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」が通知されました。

つきましては上記通知を受け、今年度の介護老人保健施設での介護等体験は、原則「介護等体験の代替措置」の適用をお願いします。これに伴い、教育実習時の介護等体験を既に当協議会宛にご依頼いただいている場合は、名簿を返送させていただきますのでご確認くださいますようお願い申し上げます。

各大学におかれましては、現状をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

連絡先

奈良県老人保健施設協議会
事務局 中越・岡田
TEL：0744-26-2288
(介護老人保健施設万葉テラス内)